

社会福祉法人睦会役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人睦会（以下「本会」という。）定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、本会役員等の報酬及び費用弁償の支給に関する事項を定めるものとする。

(役 員 等)

第 2 条 役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事長、業務執行理事、理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員

(報 酬)

第 3 条 役員等の報酬については、次に掲げる区分により、勤務実態に即して支給するものとし、役員等の地位にあることのみによっては支給しない。

- (1) 理事長が決裁、遠野市内で開催される他の会議・研修会等の本会用務（慶弔に関する用務は含まない。以下、本項次号及び次条第 2 項第 1 号において同じ。）に赴いた場合

日 額 4,000円

- (2) 業務執行理事が本会用務に従事した場合 時間額 1,600円

- (3) 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合、及び監査を行うため出席（実地指導監査の立会を含む。）した場合

ア 理事長 日 額 10,000円

イ 理事（業務執行理事を除く。）及び監事 日 額 8,000円

ウ 評議員 日 額 6,000円

エ 評議員選任・解任委員 日 額 5,000円

2 報酬は、本会職員と兼務している役員等には支給しないものとする。

3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号ア並びにイに規定する報酬の各年度の総額は、91 万円を超えない範囲とする。

(費用弁償)

第 4 条 役員等の費用弁償は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。

2 日当及び宿泊料は、次に掲げる区分により、支給するものとする。

- (1) 役員等（理事長及び業務執行理事を除く。）が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合、監査を行うため出席（実地指導監査の立会を含む。）した場合、及び遠野市内で開催される他の会議・研修会等の本会用務に出席した場合

日 当 1,000円

- (2) 役員等が業務のため旅行する場合

ア 旅行地が岩手県内のとき 日 当 1,700円

宿泊料 10,500円

イ 旅行地が岩手県外のとき 日 当 2,300円

宿泊料 12,500円

- 3 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃は、本会職員旅費規程を準用するものとする。
 - 4 第2項第1号に規定する日当は、本会職員と兼務している役員等には支給しないものとする。
(報酬及び費用弁償の支給日)
- 第5条 理事長及び業務執行理事の報酬の計算期間は、月初から末日までとし、報酬は、その計算期間の翌月5日を基準として支給するものとする。
- 2 役員等(理事長及び業務執行理事を除く。)の報酬及び役員等の費用弁償は、第3条第1項第3号、前条第2項及び第3項に掲げる事実が生じた都度、支給するものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。